

**FIRE FIGHT FOR
OUR TOWN**

吉岡町消防団



消防団員募集中



吉岡町・吉岡町消防団

【問合せ先】総務課 協働安全室

TEL : 0279-26-2243 (直通)

mail : anzen@town.yoshioka.gunma.jp



吉岡町消防団について

消防団員は、他の本業を持ちながら、「自らの地域は自ら守る」という精神に基づき、地域の消防力・防災力の向上のため幅広い活動を行っています。

吉岡町消防団は、第1分団（小倉・上野田・上野原）、第2分団（駒寄・漆原東・漆原西）、第3分団（大久保寺上・大久保寺下）、第4分団（北下・南下・陣場）、第5分団（下野田・溝祭）の5つの分団で活動しています。定員は、団長1名、副団長2名、各分団25名の計128名です。現在は74名で活動しており、**充足率約58%**と県内でも低い水準となっています。

入団資格

18歳以上で、町内に在住、勤務している方（職業、性別は問いません。18歳以上の学生の方も入団できます。）

消防団の任務

<平常時>

- 火災予防のための広報及び警戒活動
- 災害や火災を想定した訓練
- 地域で実施する防災訓練 ほか

<災害時>

- 消防署と連携した消火活動
- 救助、救護活動や避難誘導
- 災害現場での広報及び鎮火後等の警戒活動 ほか

入団後の待遇

身分 特別職の地方公務員となります。

報酬 階級ごとに一定の金額が支給される年額報酬と、出勤に応じて出勤報酬が支給されます。
※5年以上勤務し退団した場合には下表のとおり退職報償金が支給されます。

公務災害補償 公務上負傷等をしたときは、公務災害補償制度に基づいて補償を受けることができます。

被服の支給 消防団活動に必要な被服等が貸与されます。

表彰制度 職務遂行にあたり顕著な功労・功績があった場合、各種機関より表彰されます。

補助金 **所属する分団の車両が運転可能となる免許取得に係る経費を全額補助します。**免許取得後、一定期間消防団員として活動していただく必要があります。

○退職報償金の支給額

		(単位：千円)					
階級	勤務年数	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上
		10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	
団長	長	239	344	459	594	779	979
副団長	長	229	329	429	534	709	909
分団長	長	219	318	413	513	659	849
副分団長	長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長		204	283	358	438	564	734
団員	員	200	264	334	409	519	689

○出勤報酬（一部抜粋）

区分	日額
災害	8,000円
警戒	4,000円
その他消防団活動	4,000円

※日額は、災害の場合6時間超～7時間45分以下、警戒・その他消防団活動は4時間超出動の場合の金額となります。